

# 「公社債」及び「公社債投資信託」を保有のお客様へ (譲渡益課税の変更のお知らせ)

## 1. 公社債の譲渡益課税について

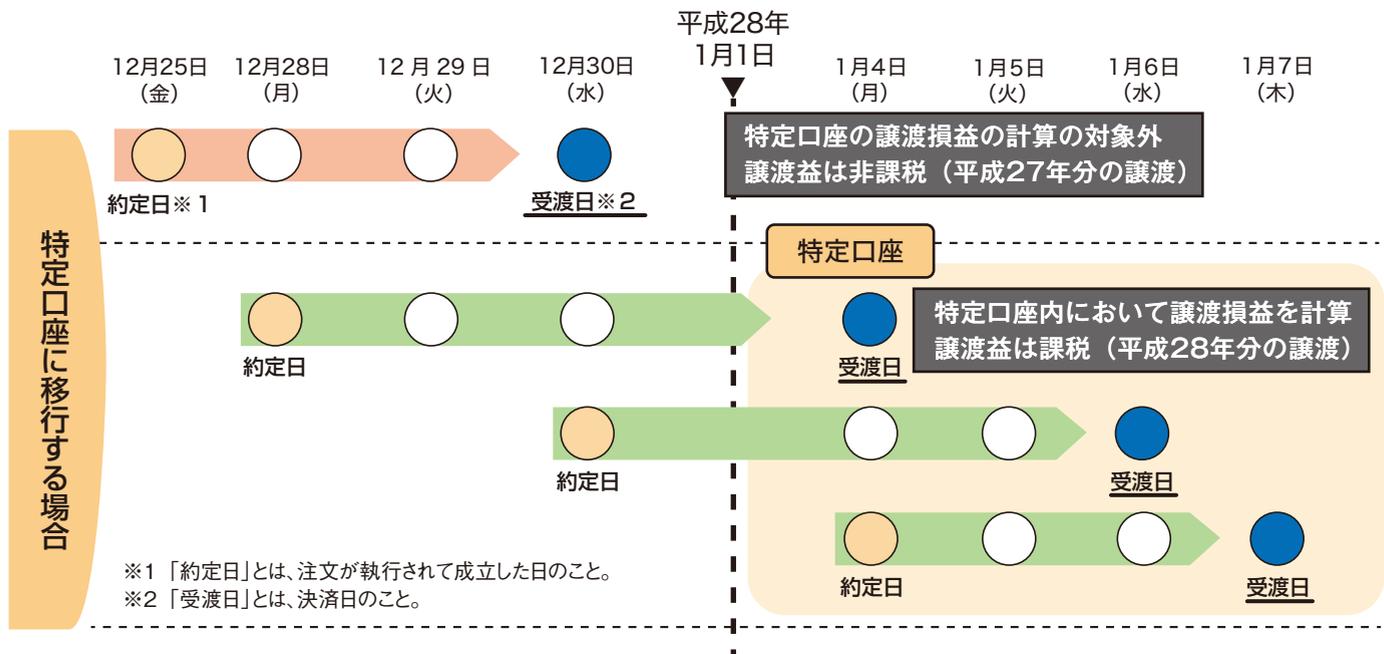
- 公社債の譲渡益については、平成27年中の譲渡は原則非課税<sup>(注)</sup>ですが、平成28年1月1日以後の譲渡は課税になります。(注)ゼロクーポン債など一定の公社債は課税対象です。
- 譲渡の時期については、原則として「受渡日」を基準に判断されますので、平成28年1月1日において公社債を特定口座に受け入れる場合<sup>(注)</sup>は、「約定日」が平成27年中であっても、「受渡日」が平成28年中であれば、平成28年分の譲渡として、特定口座において譲渡損益が計算されます。  
(注)公社債を特定口座に受け入れない場合は、約定日を基準に平成27年分の譲渡とすることもできます。
- 国内発行の公社債は、一般的には「約定日」の3営業日後に「受渡日」が到来しますが、外国発行の公社債などは4営業日以上要する場合があります。
- 各商品の受渡日などに関する不明な点については、お取引先の証券会社等にお問合せください。

### ○ 旧制度と新制度の比較

	平成27年分	平成28年分
譲渡益課税	原則非課税 <sup>※1</sup>	申告分離課税 20%(所得税15%、住民税5%) <sup>※2</sup>

※1 ゼロクーポン債など一定の公社債の譲渡は課税対象です。

※2 平成25年から平成49年までの間に生ずる所得についての所得税の確定申告や源泉徴収の際には、所得税のほかに、復興特別所得税(原則として所得税額の2.1%)が課されます。



### ○ 譲渡益が非課税となる最終約定日(特定口座に移行する場合)

商品の種類	譲渡益が非課税となる最終約定日
国内発行の公社債	12月25日(金) <sup>※</sup>
外国発行の公社債	

※ 外国発行の公社債の場合、クリスマス等の海外休業日により、異なる場合がありますので、事前に証券会社等にご確認ください。

- ・ このパンフレットは、公社債については特定公社債(国債、地方債、公募公社債など一定のもの)を、公社債投資信託については公募公社債投資信託を前提に作成しています。
- ・ 平成27年12月時点の法令を基に作成しています。
- ・ 詳細はお取引のある証券会社等の金融機関にご相談ください。

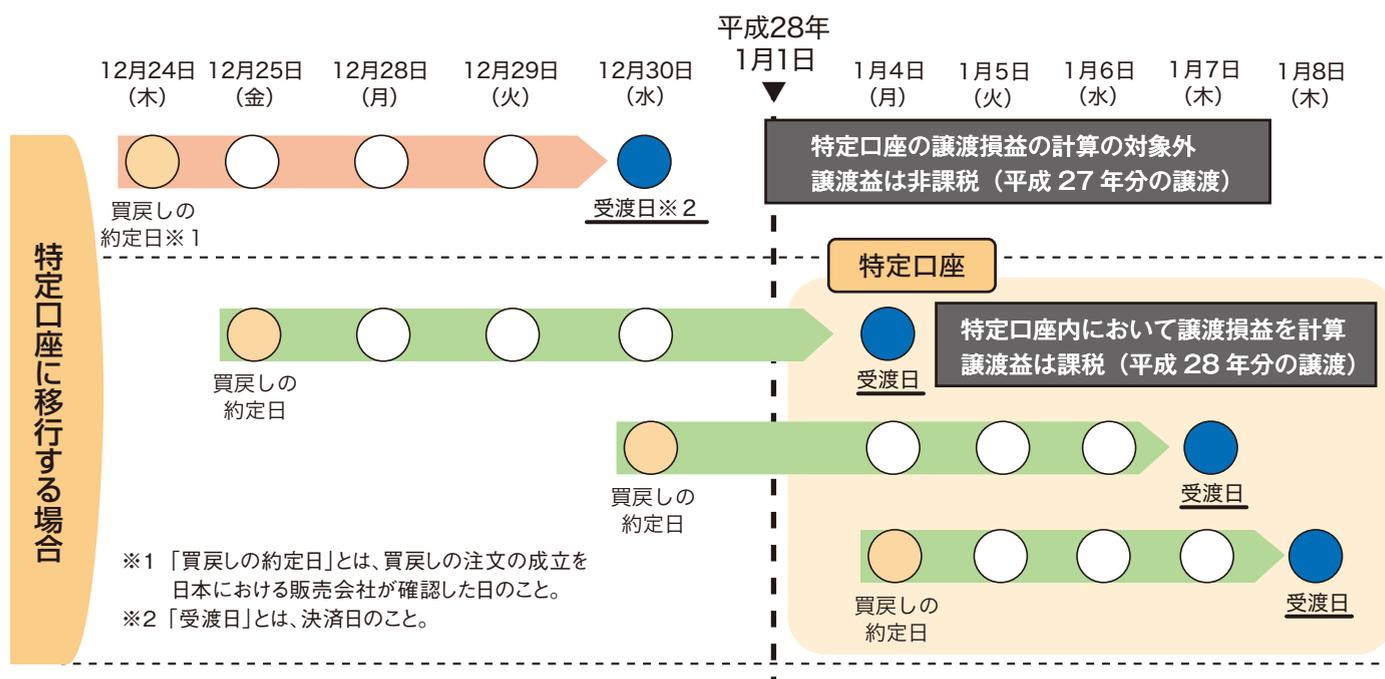
## 2. 外国籍の公社債投資信託の譲渡益課税について

- 外国籍の公社債投資信託の譲渡益（為替差益を含みます。）について、平成27年中の買戻し（譲渡）は非課税ですが、平成28年1月1日以後の買戻し（譲渡）は課税になります。
- 譲渡の時期については、原則として「受渡日」を基準に判断されますので、平成28年1月1日において、公社債投資信託を特定口座に受け入れる場合<sup>(注)</sup>は、「買戻しの約定日」が平成27年中であっても、「受渡日」が平成28年中であれば、平成28年分の譲渡として、特定口座において譲渡損益が計算されます。  
(注) 公社債投資信託を特定口座に受け入れない場合は、約定日を基準に平成27年分の譲渡とすることもできます。
- 外国籍の公社債投資信託は一般的には「買戻しの約定日」からの1～4営業日後に「受渡日」が到来しますが、商品によっては5営業日以上要する場合があります。
- 各商品の受渡日などに関する不明な点については、お取引先の証券会社等にお問合せください。

### ○ 旧制度と新制度の比較

	平成27年分	平成28年分
譲渡益課税 (為替差益を含む)	非課税	申告分離課税 20% (所得税15%、住民税5%) <sup>※</sup>

※平成25年から平成49年までの間に生ずる所得についての所得税の確定申告や源泉徴収の際には、所得税のほかに、復興特別所得税（原則として所得税額の2.1%）が課されます。



### ○ 譲渡益が非課税となる最終約定日 (特定口座に移行する場合)

商品の種類	譲渡益が非課税となる最終約定日
外国籍の公社債投資信託	12月24日(木) 商品によって異なる場合がありますので、証券会社等にご確認ください。

## 3. 国内籍の公社債投資信託の解約益課税について

- 国内籍の公社債投資信託の解約益（元本超過部分）は平成27年中は利子所得ですが、平成28年1月1日以後は譲渡所得等となります。
- 解約の時期については、「解約日」を基準に判断されますので、平成27年中に解約した場合は、解約益（元本超過部分）は利子所得として源泉徴収されます。
- 各商品の解約日などに関する不明な点については、お取引先の証券会社等にお問合せください。